

次のとおり総合評価一般競争入札を行います。

令和8年6月30日

収支等命令者

佐賀県総務部資産活用課長 川崎 まり子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達名称及び数量 佐賀県庁旧館等清掃業務委託 1式
- (2) 委託業務の仕様等 入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで
- (4) 履行場所 佐賀市城内一丁目他
- (5) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一連の委託契約に関する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県庁新館等清掃業務
- (2) 入札公告日 令和8年6月30日（火）

3 入札参加資格

- (1) 次に掲げる佐賀県が発注する庁舎等の清掃委託契約に係る競争入札に参加することのできる資格を有する者であること。

ア 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）により令和6年度から令和8年度までの清掃業務に係る入札参加資格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「法」という。）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく建築物清掃業又は同項第 8 号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。ただし、中小企業庁が証明する官公需適格組合（以下「組合」という。）が入札参加申込みを行う場合にあつては、当該組合員が上記登録を受けていること。

なお、当該組合員が入札に参加した場合において、自己又は自社の役員

等又は使用人が組合の役員であるときは、組合は当該入札に参加することができない。

- (3) 当該業務に作業員を5名（うち3名以上は、3年以上の実務の経験を有し、かつ、清掃業務従事者研修を1年以内に受講した者とする。）以上配置し得る者であること。
- (4) 法第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する(3)以外の者を当該業務の定期清掃及び特別清掃実施時並びに必要な場合に配置し得る者であること。
- (5) 適正な清掃器具（床みがき機、真空掃除機、自動洗浄機、じゅうたん自動洗浄機及びタッカー）を保有し、当該業務に配置し得る者であること。

4 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に次の(1)から(10)までの書類を添付し、令和8年7月23日（木）午後5時までに6の部署に提出しなければならない。

また、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (1) 法第12条の2第1項第1号又は同項第8号に基づく登録証明書の写し（組合が入札参加申込みを行う場合にあっては、その組合員が有する登録証明書の写し）
- (2) 氏名、作業員区分（作業責任者、現場責任者、作業員の別）、経験年数、清掃従事者研修修了年月日、清掃に関する資格、勤務時間等を記載した当該業務に配置予定の従業員名簿及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書その他の雇用されていることが証明できる書類の写し
- (3) 作業責任者に係る法第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状の写し

- (4) 配置し得る者に係るゴンドラ安全規則第 12 条第 1 項に規定する特別教育修了証の写し
- (5) 作業従事者への直近の研修実施状況が確認できる書類（研修実施者、日時、場所、講師、研修科目及び参加者名簿）
- (6) 清掃年間計画表
- (7) 緊急時連絡体制表
- (8) 作業員の年間研修計画表
- (9) 配置する清掃機械器具、使用薬剤等が確認できる書類（名称及び数量）
- (10) 誓約書

5 入札参加資格の確認

4 で提出された書類を審査の上、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札への参加を認める。特に 3 の(3)に関する審査として一人一人について確認をし、要件を具備していない者が判明した場合は、配置し得る作業員に算入しないこと。その結果、5名以上に満たないこととなった場合は、失格となるので注意すること。

なお、入札参加資格の確認結果は、令和 8 年 7 月 29 日（水）までに通知する。

6 入札の契約条項を示す場所及び問い合わせ先

佐賀県総務部資産活用課 庁舎管理担当（新館 2 階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

電話番号 0952-25-7017

電子メールアドレス shisankatsuyou@pref.saga.lg.jp

7 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法

令和8年6月30日（火）から同年7月23日（木）まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp>）に掲載するとともに、6の部署において随時交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。

(2) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 令和8年7月7日（火）午後2時30分

イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁旧館4階 正庁

(3) 入札説明書等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続きに関する質問については、質問書により行うこと。

ア 質問書の提出期限 令和8年7月16日（木）

イ 質問書の提出方法 6の電子メールアドレスに送信すること。

8 契約実績届等の提出

この入札に参加を希望する者は、佐賀県庁旧館等清掃業務委託に係る提出書類の「発注元評価」の項目に掲げる書類を持参し、又は郵送（簡易書留に限る。）すること。なお、提出期限を過ぎて到着した書類は無効とし、開封しない。

(1) 提出場所 6の部署

(2) 提出期限 令和8年7月23日（木）午後5時必着

9 入札書等の提出場所、提出方法及び提出期限

(1) 提出場所 6の部署

(2) 提出書類 入札書及び提出書類一覧に掲げるもの

(3) 提出方法 直接持参し、又は郵送（簡易書留に限る。）すること。

なお、入札書については、「佐賀県庁旧館等清掃業務委託入札書在中」と朱書きすること。

提出期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封しない。

(4) 提出期限 令和8年8月10日(月)午後5時必着

10 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年8月12日(水)午前10時30分

(2) 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新館4階 特別会議室

11 予定価格の範囲内の者がいない場合の処置

開札をした場合において、予定価格の範囲内の者がいないときは別に定める日時に再度入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合であって、その全ての者の同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定に該当するときは免除する。

(2) 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定に該当するときは免除する。ただし、低入札価格調査制度による調査により落札決定した者については、契約金額の100分の10以上に相当する額の契約保証金を、佐賀県が指定する期日までに納付すること。

13 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

- (5) 入札者又はその代理人の署名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (7) 入札参加資格のない者、条件を満たさない者及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

- (1) 入札参加者が談合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

15 総合評価の方法

(1) 提出書類等内容の評価方法

提出書類の内容を審査し、落札者決定基準に示す各項目の評価に応じ70点の範囲内で評価点（以下「品質評価点」という。）を与える。

- (2) 落札者決定基準に記載されていない評価内容は評価の対象としない。
- (3) 入札価格の評価方法

入札価格に係る評価点（以下「価格点」という。）は、その入札価格に応じ、点数化するものとする。点数化の方法については、以下のとおりとする。

$$\text{価格点} = \text{低入札価格調査基準価格} \div \text{入札価格} \times 30$$

（小数点以下第3位四捨五入2位止め）

なお、低入札価格調査基準価格未満で応札した者については以下のとおりとする。

価格点＝入札価格÷低入札価格調査基準価格×30

(小数点以下第3位四捨五入2位止め)

入札額が低入札価格調査基準価格に満たない場合は、低入札価格調査の対象となる。低入札価格調査基準価格とは、佐賀県庁舎等維持管理業務委託低入札価格調査制度事務処理要領に規定する基準価格である。

16 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

ア 予定価格の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者においては、総合評価のための提出書類等について評価を行う。

イ 評価に当たっては、100点の範囲内で配点を行い、算出された品質評価点及び価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。

ウ 品質評価点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、品質評価点が最も高い者を落札者とする。また、品質評価点及び価格点の合計点数が同じで品質評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。

(2) 審査結果の通知及び通知方法

ア 通知予定日 令和8年8月28日(金)

イ 通知方法 すべての入札書提出者の得点を一覧表にし、すべての入札書提出者に書面により通知する。

(3) 佐賀県庁新館等清掃業務委託を落札した場合は、佐賀県庁旧館等清掃業務委託の落札者になれないものとする。

(4) 佐賀県庁新館等清掃業務委託及び佐賀県庁旧館等清掃業務委託の入札において、どちらも低入札価格調査制度に基づく調査を実施する場合には、佐賀県庁新館等清掃業務委託から調査をし、落札者を決定するものとする。

17 その他

- (1) この調達契約は、低入札価格調査制度を適用する。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 4で提出された個人情報、入札参加資格の審査のために使用し、本人の承諾なしに第三者に提供することはない。
- (5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。
- (7) この調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

18 特約条項

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る佐賀県の歳出予算に減額又は削除があった場合、佐賀県は、この契約を変更し、または解除することができる。この場合において、落札者は解除により生じた損害の賠償を請求することはできない。

19 Summary

- (1) The nature and quantity of the services required:
Cleaning services for the Saga Prefectural Old Building, etc 1 set.
- (2) Required services:

Refer to attached list of required services

(3) Service period:

From 1 October, 2026 to 30 September, 2028

(4) Location of required services:

Saga Prefectural Old Building, 1-1-59 Jonai Saga City Saga
Prefecture, etc. Japan

(5) Date of tender:

10:30 A.M. on Wednesday 12 August, 2026

(6) Contact Information:

Asset Management Division, Department of General Affairs, Saga
Prefectural Government, 1-1-59 Jonai Saga City Saga Prefecture,
840-8570 Japan
TEL 0952-25-7017